

1 概要

平成28年6月に公布された情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「銀行法等改正法」という。）により、犯罪収益移転防止法が改正され、仮想通貨交換業者が、マネーローンダリング防止のために各種義務が課される特定事業者に追加された。今般、銀行法等改正法の施行に向け、犯罪収益移転防止法施行令等の整備を行うもの。

2 改正案の概要

(1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正

- ア 仮想通貨交換業に係る業務を、疑わしい取引の届出等の義務が課される「特定業務」とする。
- イ 取引時確認等の義務が課される「特定取引」として、次のものを規定。
 - ・仮想通貨の売買・交換を反復継続的に行うことを内容とする契約の締結
 - ・200万円超の仮想通貨の売買・交換
 - ・顧客の依頼に基づいて行う10万円超の仮想通貨の移転

(2) 犯罪収益移転防止法施行規則の改正

仮想通貨交換業者の業規制導入に伴う所要の改正

(3) 国際テロリスト財産凍結法施行令の改正

国際テロリストへの贈与等が規制される財産に仮想通貨を追加

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、金融庁において、平成28年12月28日から平成29年1月27日までの間、意見募集手続を実施した結果、質問・意見が計16件あった。

4 今後の予定

公布：平成29年3月24日

施行：平成29年4月1日

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案について	平成29年3月9日 組織犯罪対策企画課 生活安全企画課 交通企画課
------------------------	--	--

1 趣旨

仮想通貨交換業に対する業規制を内容とする情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「銀行法等改正法」という。）の成立に伴い、仮想通貨交換業に係る罰則を、警察庁所管の関係国家公安委員会規則に定められた暴力的不法行為等に追加する。

2 改正の内容

(1) 関係罰則

銀行法等改正法による資金決済法の改正により新設される次の罰則

- ・仮想通貨交換業の不正登録
- ・無登録営業
- ・登録申請書における虚偽記載
- ・登録申請書に係る記載事項変更届出義務違反

(2) 規則の改正内容

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を改正し、上記罰則の規定する罪に当たる行為を、「暴力的不法行為等」に追加する。

（暴力団対策法により、暴力的不法行為等に係る犯罪経歴保有者が一定割合以上であることが、指定暴力団としての指定の要件になっているもの。）

イ 上記罰則の規定する罪に当たる行為を行うおそれがある者であることを各法律における認定、許可又は登録の欠格事由とするため、次に掲げる各規則を改正する。

警備業の要件に関する規則（警備業法）

風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風適法）

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃刀法）

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（代行業法）

確認事務の委託の手続等に関する規則（道交法）

3 意見公募手続の結果

平成28年12月26日（月）から平成29年1月24日（火）までの30日間、規則案を公示し、広く意見を募集したところ、本規則に対する御意見としては、本改正に概ね賛成する趣旨の御意見を頂いた。

4 施行期日

改正法の施行の日（平成29年4月1日を予定）

公 安 委 員 会	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正について	平成29年3月9日
説明資料No. 3		組織犯罪対策企画課

1 概要

簡素な顧客管理を行うことが許容される取引等に関する所要の規定の整備を行うため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正を行うもの。

2 改正案の概要

- (1) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に専修学校への入学会等の支払を追加（第4条第1項第7号ニ）

専修学校のうち「高等課程」及び「専門課程」に対する入学会等の支払について、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外するもの

- (2) 平成28年熊本地震に係る特例を廃止（附則第6条）

平成28年熊本地震に係る次の特例について、施行（平成28年4月22日）から一定の期間が経過したことから、削除するもの

- ・ 寄附金の現金振り込みのうち、振り込みに係る額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除外
- ・ 身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

- (3) その他所要の改正（第4条第1項第7号ハ）

平成29年4月1日より、改正ガス事業法が施行され、ガス事業者の類型が変更となるため、当該類型を引用している犯罪収益移転防止法施行規則について、所要の改正を行うもの

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、平成29年1月27日から同年2月26日までの間、意見募集手続を実施した結果、質問・意見が計12件あった。

4 今後の予定

公布：平成29年3月27日

施行：平成29年4月1日

公 安 委 員 会	平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について	平成29年3月9日 少 年 課
説明資料No. 4		

1 少年非行

	平成28年	平成27年	増減	増減率 (%)
刑法犯少年の検挙人員	31,516	38,921	▲ 7,405	▲ 19.0
刑法犯少年の人口比	4.5	5.5	▲ 1.0	—

- 刑法犯少年は3万1,516人と13年連続、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。以下同じ。）は4.5と7年連続で減少、いずれも戦後最少を更新。

資料1・2

- 刑法犯少年の包括罪種別では、ほぼ全ての罪種で減少。
- 初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）の減少数が全体の減少数の7割強を占める。
- 特別法犯少年の法令別では、全体に占める割合は少ないものの大麻事件と児童ポルノ事件が増加。
- 振り込め詐欺は平成21年以降で初めて減少。
- いじめに起因する事件の検挙・補導件数は149件と3年連続で減少。インターネットを利用した事件は14件（前年比+1）。

資料3・4

資料3

資料8・9・10

資料12・13

冊子11

2 児童虐待

(1) 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は54,227人と平成16年以降12年連続で増加。
- 態様別では、心理的虐待が約7割、身体的虐待が約2割を占める。
なお、心理的虐待については、その約7割を面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）が占める。

資料14

資料15

(2) 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した児童数は3,521人と平成24年以降4年連続で増加。

資料16

(3) 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は1,081件で、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数とともに過去最多。

資料17・18

3 児童の性的搾取等

(1) 児童ポルノ事件

- 検挙件数は2,097件、検挙人員は1,531人と平成16年以降増加傾向にあり、過去最多を更新。態様別では、製造事件の検挙件数が平成24年以降4年連続で増加し、約6割を占める。

資料22・23・24

- 被害児童数は1,313人と過去最多を更新。学職別では、中学生の被害が5割強、高校生が約3割、小学生以下が1割強。

資料25・26

- 被害態様別では、自画撮り被害が4割弱を占め、最多。平成24年以降4年連続で増加。

自画撮り被害の7割強がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことによるもの。

資料27・28

自画撮り被害に遭った児童の約8割が、面識のない者から要求されて画像を送っている。

資料30

- 全体に占める割合は少ないものの、低年齢被害児童（小学生以下）の被害態様をみると、強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されたものが約4割を占める。

資料31

(2) 児童買春事件等

- 3罪種（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））合計の検挙件数は2,371件、検挙人員は1,936人。いずれも平成18年以降減少傾向にあったが、平成24年以降はやや増加傾向にある。

資料32・33

- 3罪種合計の被害児童数は1,814人で、平成16年以降減少傾向にあったが、平成27年以降やや増加。学職別では、いずれの罪種も高校生の被害が最多。

資料34・35

4 当面の対策

(1) 少年非行

- 非行防止教室や街頭補導等の「非行少年を生まない社会づくり」を関係機関・団体やボランティア等地域社会と連携し継続的に推進。

(2) 児童虐待

- 児童相談所等関係機関に対する確実な事前照会による情報共有の徹底。
- 現場警察官の対応力向上に資するためのベスト・プラクティスの共有と危険度判断のアセスメントツール作成の促進。

(3) 児童の性的搾取等

- 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（犯罪対策閣僚会議）の策定及び関係府省庁と連携した各種対策の推進。
- 児童ポルノの製造や児童買春等を繰り返す悪質な事件等の取締りの強化ときめ細やかな情報モラル教育や保護者に対する啓発活動の推進。

※ 別添資料省略

公安委員会	平成28年における風俗環境の現状と 風俗関係事犯の取締り状況等について	平成29年3月9日
説明資料No. 5		保安課

1 風俗営業等の許可・届出数及び行政処分の状況

(単位:件)

	許可・届出数				取消し		停止命令等		指示	
	H28	H27	増減数	増減率(%)	H28	前年比	H28	前年比	H28	前年比
風俗営業	89,409	91,893	▲ 2,484	▲ 2.7	158	16	320	▲ 8	4,687	▲ 134
1号(キャバレー等)	64,528	65,548	▲ 1,020	▲ 1.6	142	16	292	▲ 3	3,744	▲ 37
4号(ぱちんこ屋等)	20,268	21,048	▲ 780	▲ 3.7	9	▲ 5	26	▲ 6	836	▲ 55
特定遊興飲食店営業	208	—	—	—	0	0	0	0	0	0
深夜酒類提供飲食店営業	274,922	276,595	▲ 1,673	▲ 0.6	—	—	30	▲ 12	642	61

- 風俗営業の許可数(営業所数)は昭和61年以降31年連続で減少
- 過去5年間では風俗営業の4号営業が約15%、1号営業が約5%減少
- 昨年新設された特定遊興飲食店営業の許可数は208件、東京・大阪・福岡で全体の約60%
- 深夜酒類提供飲食店営業の届出数(営業所数)は平成4年以降ほぼ横ばい状態

別添

1
2,3
4
5,6

2 性風俗関連特殊営業の届出数及び行政処分の状況

(単位:件)

	届出数				廃止命令		停止命令等		指示	
	H28	H27	増減数	増減率(%)	H28	前年比	H28	前年比	H28	前年比
性風俗関連特殊営業	31,892	31,749	143	0.5	0	▲ 3	23	2	686	▲ 64
店舗型性風俗特殊営業	8,000	8,186	▲ 186	▲ 2.3	0	▲ 3	9	5	376	1
無店舗型性風俗特殊営業	21,123	20,843	280	1.3	0	0	14	1	309	▲ 65

- 性風俗関連特殊営業の届出数は平成19年以降10年連続で増加
- 過去5年間では店舗型性風俗特殊営業は減少、無店舗型性風俗特殊営業が増加

7
8,9

3 風俗関係事犯の取締り状況

	H28		H27		増減数		増減率(%)	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	1,883	2,022	2,211	2,466	▲ 328	▲ 444	▲ 14.8	▲ 18.0
売春防止法違反	570	443	812	538	▲ 242	▲ 95	▲ 29.8	▲ 17.7
わいせつ事犯	2,743	2,293	2,771	2,248	▲ 28	45	▲ 1.0	2.0
コンピュータ・ネットワーク利用	827	—	840	—	▲ 13	—	▲ 1.5	—
遊技機使用賭博事犯	78	442	100	472	▲ 22	▲ 30	▲ 22.0	▲ 6.4
公営競技関係法令違反	23	28	17	32	6	▲ 4	35.3	▲ 12.5
合計	5,297	5,228	5,911	5,756	▲ 614	▲ 528	▲ 10.4	▲ 9.2

- 風俗関係事犯の検挙は平成19年以降、件数・人員ともに減少傾向が継続
- 風営適正化法違反の過去5年間では客引き・つきまとい等、無許可営業の検挙件数・人員の減少が顕著
- 売春防止法違反の過去5年では周旋等、売春をさせる契約の検挙件数の減少が顕著
- コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数は、全国協働捜査方式の活用等により平成23年以降高水準で推移

10,11
12
13
14

4 今後の方針

- 風俗営業の健全化のための指導の推進及び法令違反に対する迅速かつ厳格な行政処分の実施
- 特定遊興飲食店営業に係る許可申請への的確な対応と指導
- 違法性風俗関連特殊営業等の取締りの強化
- 地域やサイバー空間における風俗上の問題点等を踏まえた厳正な取締り

※ 別添資料省略

1 自動運転に係る国家戦略特別区域をめぐる最近の動向について

(1) 国家戦略特別区域諮問会議（平成28年12月12日）

- 有識者から「レギュラトリー・サンドボックス」制度の提案
- 国家戦略特区における自動運転等の実証実験について、「安全性を確保しつつ、手続を抜本的に簡素化する仕組みを直ちに検討」する旨の総理発言

(2) 国家戦略特別区域諮問会議（平成29年2月21日）

- 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」制度の創設及び「近未来技術実証ワンストップセンター（仮称）」の設置を特区法改正案に盛り組むことを決定
- 自動運転等の分野において、「安全性を確保しつつ、事前規制や手続を抜本的に見直す『サンドボックス制度』を創設」する旨の総理発言

2 改正案の概要について

(1) 自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助に関する規定（法第37条の7の追加）

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域内において自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動を行う者に対する道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

(2) 自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動の集中的な推進を図るための施策の検討に関する規定（附則第2条第2項の追加）

政府は、自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後1年以内を目途として、当該事業活動に関する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 今後の予定について

平成29年3月10日（金） 関議決定